

第1回 市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会 議事要旨

日時：令和3年12月17日（金）13：00～15：00

場所：国土交通省水管理・国土保全局会議室（WEB開催）

■委員からの主な意見

- ・市町村を支援する側の都道府県も、土木技術職員等の人員が不足しており負担増となっている。
- ・災害復旧時に市町村を支援する団体として、都道府県、建設技術センター、地域づくり協会、コンサル・工事業者等が考えられる。ただし、いずれの団体においても、単独で市町村支援のセーフティーネットとならないことから、緊急時に市町村支援が可能となる団体を増やし、平時から情報共有を進めていくことが、有事の際の迅速な対応に繋がっていくのではないかと考える。
- ・UAV、レーザースキャナ、3D-CAD等の新技術を活用しながら、申請資料やそのやり方を実態に合うような形で展開していくことで、より効率的な災害対応が可能となるのではないかと考える。
- ・民間事業者の力を活用した市町村支援の仕組みは、まだ十分にできていないと考える。ただし、民間の力を借りるときは、費用をどのように捻出するかが大きな課題となる。
- ・民間事業者の活用を進める施策（CM方式）など、予算上、発注者支援の費用を計上できるかどうかという問題もあると思うが、できれば制度を改正してでも費用計上ができるようにしてもらいたい。
- ・災害復旧事業におけるマンパワー不足の解決の方向性として、“内部職員の確保”と“外部事業者の活用”という2つの側面があり、この2つは分けて考える必要がある。“内部職員の確保”については、知識を持った職員が有効利用されるような人事のやりくりが大きな課題であり、“外部事業者の活用”については、契約という形式でどのようにインセンティブを与えていくかが大事であり、急激な需要の増加に対して、優先順位等も含め、契約のあり方など、どのように関わってもらおうかということが大きな課題と考える。

- ・大規模災害発生時には、通常業務をストップする仕組みを全国的に構築して頂きたい。
- ・ガイドラインでは、工夫して災害復旧事業を乗り切った事例を多く紹介し、これらの事例を参考とし、それぞれの地域、それぞれの市町村及び都道府県において、準備しておくことが必要ではないか。
- ・災害復旧事業は、発災から災害査定を受けて予算措置がなされ、その後工事発注という流れとなるが、都道府県工事・市町村工事においても、一定規模以上の災害については、国土交通省が実施している概算発注形式等の速やかな発注形態のような特例制度を創設すべきと考える。
- ・土木技術職員の不足する市町村に対しては、災害復旧事業の一連のプロセス全体を俯瞰したガイドラインの作成が必要ではないか。被災自治体を支援する公的団体や民間について、支援先を分類した整理があっても良い。
- ・机上査定は、査定する側にとっては効率的であり、短時間で済むかもしれないが、受検する都道府県や市町村を手伝う業者にとっては、資料準備に大変な労力を要している。
- ・設計図書の一部簡素化について、市町村職員まで考え方が徹底されておらず、詳細な図面を要求されたこともあったため、査定を受ける側の市町村職員まで制度主旨等を周知徹底する必要がある。
- ・TEC-FORCEの調査結果が、災害査定に活用できるようにならないか。実際は、その後にコンサル等が改めて現地確認や測量調査を実施しており、二度手間の作業となっている。
- ・大規模災害時は、初動対応の遅れが後々の災害査定や復旧事業の遅れにまで影響するので、迅速な意思決定の司令塔が必要となる。
- ・現状で市町村向けの研修や講習会が実施されていると思うが、その実態があまりつかめていない。研修・講習会等の実態について、把握するべきではないか。
- ・大規模災害の時は、衛星画像やドローン等で被害状況をまとめて概算で国が支援金を決定するなど、プッシュ型で支援できるように、ガイドラインに間に合わなくても検討して頂きたい。